明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（三一）　二
○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（三二）　三
○農業経営基盤強化促進法施行令等の一部を改正する政令（三三）　三

〔省　令〕

○電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（経済産業一七）　三

〔告　示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委六）　四
○除籍の一部が滅失した件（法務五〇）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同五一）　四
○日本国に帰化を許可する件（同五二）　四
○ミャンマー連邦共和国におけるヤンゴン市における廃棄物処理緊急改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（外務四四）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同四五）　五
○中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする電解二酸化マンガンについて不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件（財務五九）　六
○消費税法施行令第十八条第七項に規定する国税庁長官が定める方法及び消費税法施行規則第六条の二第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（国税庁二）　六
○租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第五項に規定する国税庁長官が定める方法及び租税特別措置法施行規則第三十七条の四の二第四項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件（同三）　六
○租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件の一部を改正する件（同四）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産四六八～四七一）　七
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁四）　八
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通二六四）　八
○高速自動車国道に関する件（同二六五、二六六）　八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二六七、二六八）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同二六九、二七〇）　九

〔国会事項〕

内閣府　厚生労働省　九

〔人事異動〕

内閣府　厚生労働省　九

〔叙位・叙勲〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
産　業
日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　一〇
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示二、神戸運輸監理部同二）　二

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。